

ふじみ野市 わがまち特例一覧表

項番	対象資産・税目	取得時期	ふじみ野市の特例割合	地方税法	市税・都市計画税条例	対象となる具体的な資産の例
1	児童福祉法の規定による家庭的保育事業の用に供する施設等 ・ 固定資産税 (家屋及び償却資産の課税標準) ・都市計画税(家屋の課税標準)	平成29年4月1日から	1/3	第349条の3第27項	市税条例第61条の2第1項 都市計画税条例第2条第2項	【家庭的保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、利用定員5人以下で行う家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産
2	児童福祉法の規定による居宅訪問型保育事業の用に供する施設等 ・ 固定資産税 (家屋及び償却資産の課税標準) ・都市計画税(家屋の課税標準)	平成29年4月1日から	1/3	第349条の3第28項	市税条例第61条の2第2項 都市計画税条例第2条第2項	【居宅訪問型保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産
3	児童福祉法の規定による事業所内保育事業の用に供する施設等 ・ 固定資産税 (家屋及び償却資産の課税標準) ・都市計画税(家屋の課税標準)	平成29年4月1日から	1/3	第349条の3第29項	市税条例第61条の2第3項 都市計画税条例第2条第2項	【事業所内保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、利用定員5人以下で行う事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産
4	水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第2項第1号	市税条例附則第10条の2第1項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象外。
5	下水道法に規定する下水道除害施設 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	4/5	附則第15条第2項第5号	市税条例附則第10条の2第2項	PH調整槽、圧力浮上分離装置、油脂分離槽等 ※下水道法・下水道条例で設置義務のある除害施設。
6	都市再生緊急整備地域の公共施設及び都市利便施設 ・ 固定資産税 (家屋及び償却資産の課税標準) ・ 都市計画税 (家屋の課税標準)	平成27年4月1日から 令和5年3月31日まで	3/5	附則第15条第15項	・市税条例附則第10条の2第3項 ・都市計画税条例附則第2項	公共施設:公園、広場等 都市利便施設:緑化施設、通路等 ※当該資産が課税されることになった年度から5年度分
7	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得した津波対策用の設備 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第22項	市税条例附則第10条の2第4項	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設設備等 ※当該資産が課税されることになった年度から4年度分
8	同上の法に規定する指定避難施設避難用部分 ・ 固定資産税 (家屋の課税標準)	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	2/3	附則第15条第23項第1号	市税条例附則第10条の2第5項	指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難の用に供する部分として総務省で定めるもの。
9	同上の法に規定する協定避難家屋のうち、協定避難用部分 (施設所有者との間に管理協定が締結されたもの) ・ 固定資産税 (家屋の課税標準)	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第23項第2号	市税条例附則第10条の2第6項	管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難に供する部分 (避難上有効な屋上、階段等で、施設所有者との間に管理協定が締結されたもの)
10	同上の法に規定する協定避難家屋のうち、協定避難用部分 (施設所有者となろうとする者との間に管理協定が締結された後、建築されたもの) ・ 固定資産税 (家屋の課税標準)	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第23項第3号	市税条例附則第10条の2第7項	管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難に供する部分 (避難上有効な屋上、階段等で、施設所有者となろうとする者との間に管理協定が締結された後に建築されたもの)

項番	対象資産・税目	取得時期	ふじみ野市の特例割合	地方税法	市税・都市計画税条例	対象となる具体的な資産の例
11	同上法に規定する指定避難施設に附属する避難の用に供する設備 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	2/3	附則第15条第24項第1号	市税条例附則第10条の2第8項	誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備(指定避難用償却資産)
12	同上法に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する設備 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第24項第2号	市税条例附則第10条の2第9項	誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備(協定避難用償却資産)
13	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する、特定再生可能エネルギー発電設備。そのうち、特定太陽光発電設備で1,000kw未満のもの ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	2/3	附則第15条第26項第1号イ	市税条例附則第10条の2第10項	【太陽光発電設備】 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系保護装置。 ※自家消費型設備に限る
14	同上設備。 そのうち、特定風力発電設備で20kw以上のもの。 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	2/3	附則第15条第26項第1号ロ	市税条例附則第10条の2第11項	【風力発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
15	同上設備。 そのうち、特定地熱発電設備で1,000kw未満のもの。 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	2/3	附則第15条第26項第1号ハ	市税条例附則第10条の2第12項	【地熱発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
16	同上設備。 そのうち、特定バイオマス発電設備で10,000kw以上20,000kw未満のもの。 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	2/3	附則第15条第26項第1号ニ	市税条例附則第10条の2第13項	【バイオマス発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
17	同上設備。 そのうち特定太陽光発電設備で1,000kw以上のもの ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	3/4	附則第15条第26項第2号イ	市税条例附則第10条の2第14項	【太陽光発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
18	同上設備。 そのうち、特定風力発電設備で20kw未満のもの。 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	3/4	附則第15条第26項第2号ロ	市税条例附則第10条の2第15項	【風力発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
19	同上設備。 そのうち、特定水力発電設備で5,000kw以上のもの。 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	3/4	附則第15条第26項第2号ハ	市税条例附則第10条の2第16項	【水力発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
20	同上設備。 そのうち、特定水力発電設備で5,000kw未満のもの ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第26項第3号イ	市税条例附則第10条の2第17項	【水力発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。

項番	対象資産・税目	取得時期	ふじみ野市の特例割合	地方税法	市税・都市計画税条例	対象となる具体的な資産の例
21	同上設備。 そのうち、特定地熱発電設備で1,000kw以上のもの。 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第26項第3号ロ	市税条例附則第10条の2第18項	【地熱発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
22	同上設備。 そのうち、特定バイオマス発電設備で10,000kw未満のもの。 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2	附則第15条第26項第3号ハ	市税条例附則第10条の2第19項	【バイオマス発電設備】 FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
23	水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が、浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用の設備 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで	2/3	附則第15条第29項	市税条例附則第10条の2第20項	防水扉、止水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機等
24	児童福祉法の規定による企業主導型保育事業の用に供する施設 ・ 固定資産税 (土地、家屋及び償却資産の課税標準) ・ 都市計画税 (土地及び家屋の課税標準)	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで	1/3	附則第15条第33項	市税条例附則第10条の2第21項 都市計画税条例附則第3項	【企業主導型保育事業】 政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業に係る業務を目的とする施設のうち政府の補助に係るものの用に供する土地、家屋及び償却資産 ※最初の5年度分
25	都市緑地法の規定による市民緑地の用に供する土地 ・ 固定資産税 (土地の課税標準) ・ 都市計画税 (土地の課税標準)	平成29年6月15日から 令和5年3月31日まで	2/3	附則第15条第34項	市税条例附則第10条の2第22項 都市計画税条例附則第4項	都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地
26	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地 ・ 固定資産税 (土地の課税標準) ・ 都市計画税 (土地の課税標準)	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで	2/3	附則第15条第39項	市税条例附則第10条の2第23項 都市計画税条例附則第5項	輪中堤や自然堤防等盛土構造物といった土地で浸水被害軽減地区の指定を受けた土地
27	特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する認定計画に基づき整備された雨水貯留浸透施設 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準)	令和3年11月1日から 令和6年3月31日まで	1/3	附則第15条第43項	市税条例附則第10条の2第24項	県知事が指定する「特定都市河川流域」と公共下水道管理者(市)が指定する「浸水被害対策区域」が対象
28	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の土地 ・ 固定資産税 (土地の課税標準) ・ 都市計画税 (土地の課税標準)	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	3/4	附則第15条第44項	市税条例附則第10条の2第25項 都市計画税条例附則第6項	県知事が指定する「貯留機能保全区域」内の土地が対象。

項番	対象資産・税目	取得時期	ふじみ野市の 特例割合	地方税法	市税・ 都市計画税条例	対象となる具体的な資産の例
29	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された賃貸住宅 ・ 固定資産税 (家屋の固定資産税)	平成27年4月1日から 令和5年3月31日まで	2/3	附則第15条の8第2項	市税条例附則第10条の2第26項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅 ※最初の5年度分
30	中小企業等経営強化法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資 ・ 固定資産税 (償却資産の課税標準) ※R2.4.1より事業用家屋及び構築物が追加	平成30年6月6日から 令和5年3月31日まで	0	附則第64条	市税条例附則第10条の2第27項	労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資(償却資産) 【R2追加】 ・取得価格の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入された事業用家屋 ・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する構築物 ※最初の3年度分
31	大規模の修繕等が行われたマンション ・ 固定資産税 (家屋の固定資産税)	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	1/3	附則第15条の9の3第1項	市税条例附則第10条の2第28項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定するマンションであって、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施したマンション